

北口議員の不当要求行為等に関する対応の経緯

北口議員の不当要求行為等に関する対応について、これまでも4回（平成27年12月号（VOL.17）、平成28年3月号（VOL.18）、平成29年3月号（VOL.21）、同年9月号（VOL.23））にわたり、本市議会だよりの紙面上で取り上げてまいりました。また、この間、マスコミなどの報道も度々なされたことから、多くの市民の関心を集めております。問題が複雑かつ広範な上、内部調査が始められてから既に3年が経過することから、今回改めてこれまでの経緯について整理いたしました。

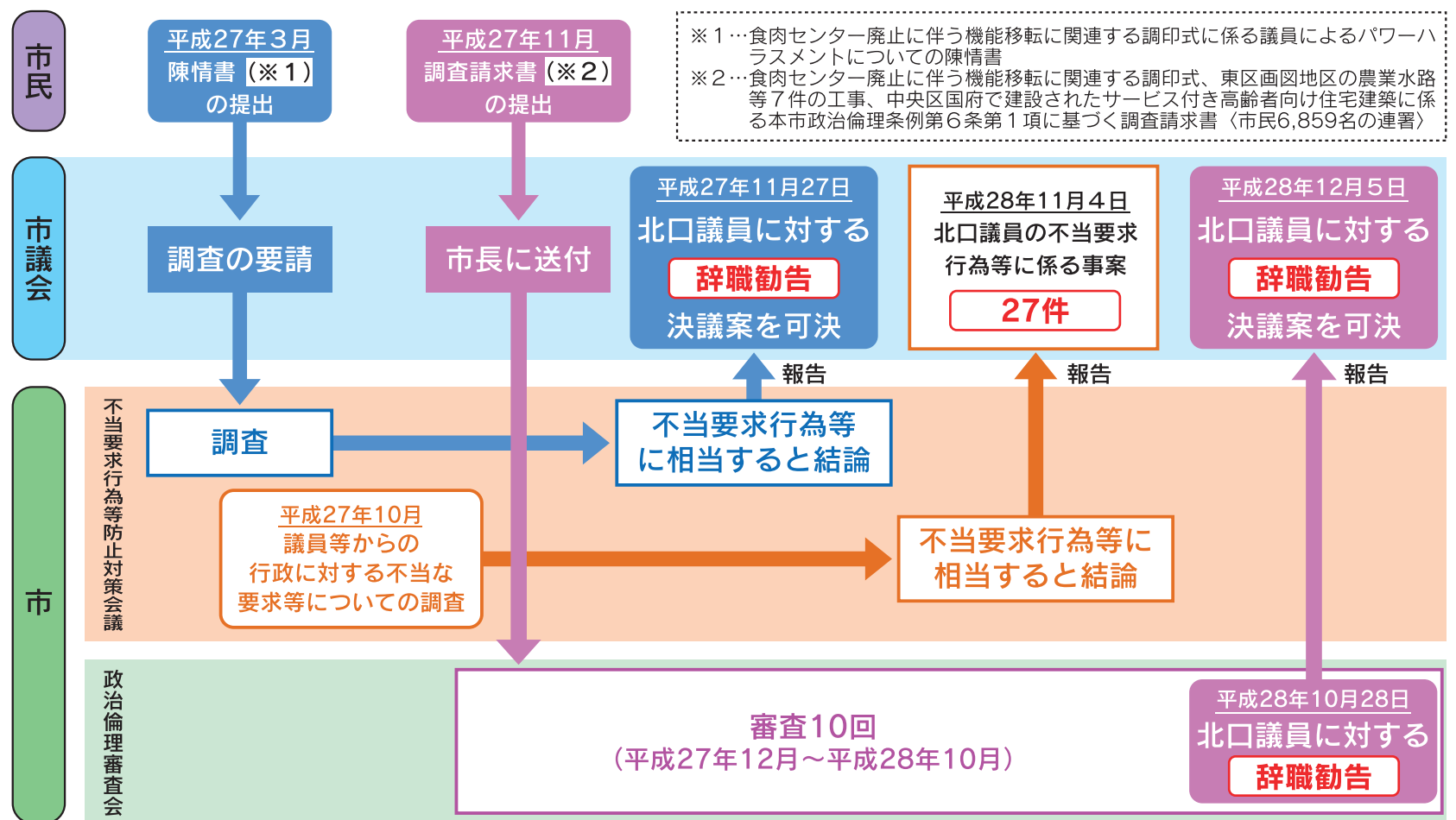
本事案を市議会自身の問題と深く受け止め、今後ともあるべき姿を目指して真摯に取り組んでまいります。引き続きご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

第1期 市役所内における新たな仕組みの整備

- 職員アンケートにおいて、「ある市議会議員からその地位による影響力を不正に行使され、行政執行を妨げられることがある」との問題提起があり、コンプライアンス担当監が行政の中立性の確保に向けた対策の必要性についての意見書を提出。
- 不当要求行為等と思われる案件については、組織的に対応することを目的として、要望、相談等の記録の徹底を図り、また、市長を会長とする不当要求行為等防止対策会議を設置することを決定。

第2期 「不当要求行為等防止対策会議」及び「政治倫理審査会」における審議と議員辞職の勧告

○市民からの陳情及び調査請求を端緒として、「不当要求行為等防止対策会議」及び「政治倫理審査会」で、それぞれ審議を重ねた結果、北口議員に対して3回（うち議会が2回）にわたり議員辞職を勧告。なお、全体の流れは下図のとおりです。



第3期 「北口和皇議員の不当要求行為等に関する調査特別委員会」における審議

○北口議員が3回にわたる辞職勧告にも応じず、説明責任を十分に果たしていないことから、平成28年12月20日、議会内に「北口和皇議員の不当要求行為等に関する調査特別委員会」を設置し、現在も調査中。なお、平成29年7月までの調査経過については、平成29年9月号（VOL.23）4ページのトピックスをご覧ください。

「熊本市漁業協同組合への外来魚捕獲業務等委託及び補助金交付に係る事務の個別外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を請求する決議」案を全会一致で「可決」

平成28年11月、熊本市不当要求行為等防止対策会議より市議会へ報告のありました。北口議員に関する27件の不当要求行為等の事案について、詳細な検証を行い、議会と執行部の適切な関係構築に向けた調査を行うため、「北口和皇議員の不当要求行為等に関する調査特別委員会」が設置されております。

調査過程において、過去に、本市と北口議員が代表理事を務める熊本市漁業協同組合との間での業務委託及び補助金交付に関し、各年度の議会の決算審査では年度間を通じて確認できなかった事項が明らかとなり、契約方法、委託先等において、適切とはいえない部分が見受けられることから、更なる調査の必要性が生じたところであります。

また、本件については、熊本市漁業協同組合の受託能力等を調査するため、本年7月、同組合代表理事である北口議員に対し、執行部より文書にて、同組合に関する資料の提供依頼がなされましたが、いまだ提供されておられません。

このような調査の状況に鑑み、去る8月30日開催の同特別委員会において、委員会の総意として、平成24年度から平成27年度までの間の、同組合への外来魚捕獲業務委託等の計6事業に関し、今定例会において、市議会より個別外部監査契約に基づく監査を請求されるよう、同特別委員長よ

り、議長に対し、文書にて要請がなされたところであります。

これまでの特別委員会での調査を受け、市議会といたしましても、北口議員の社会的・道義的責任を追究し、市民の議会への信頼回復に向け、いまだ明らかとされていない事項の解明に、全力を尽くさなければなりません。

よって、本市議会は、熊本市漁業協同組合に係る前述の6事業について、地方自治法第98条第2項及び熊本市外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第2項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査を求め、本年11月8日を期限とし、当該監査の結果に関する報告を請求する決議案を全会一致で可決しました。

※1 本定例会において、個別外部監査経費については、473万5千円を一般会計補正にて、また、契約金額については、本額を上限として可決。

※2 監査の結果については、11月7日に個別外部監査人より報告がありました。なお、本内容については、熊本市ホームページをご覧ください。